

# 平成25年度第1回大阪府高齢者医療懇談会 会議概要

1 日時 平成25年9月20日(金) 午後2時00分～午後3時15分

2 場所 ホテルプリムローズ大阪 2階「鳳凰西」

## 3 出席者

(1) 大阪府高齢者医療懇談会委員

(50音順)

高井 康之 委員、玉井 金五 委員、堤 守 委員、道明 雅代 委員、  
森 詩恵 委員、山下 修 委員、山本 昭子 委員、山本 吉平 委員、  
吉村 八重子 委員、吉本 恒心 委員

(2) 事務局

事務局 長 藪本 冬樹                      事務局次長兼総務企画課長 森 雅博  
資格管理課長 渡邊 武志                  給付課長 黒川 清                  ほか

## 4 議題

(1) 広域連合の新体制について

(2) 制度施行状況について

(3) 平成26年度・27年度の新保険料率の算定に係るスケジュール(案)

(4) 高齢者医療制度を巡る国の動向

(5) その他

5 傍聴人 一般 2名 報道関係 0社

## 6 議事の要旨

(1) 広域連合の新体制について

資料に基づき事務局から説明を行った後、質疑・意見交換を行った。

(2) 制度施行状況について

資料に基づき事務局から説明を行った後、質疑・意見交換を行った。

(3) 平成26年度・27年度の新保険料率の算定に係るスケジュール（案）

資料に基づき事務局から説明を行った後、質疑・意見交換を行った。

(4) 高齢者医療制度を巡る国の動向

資料に基づき事務局から説明を行った後、質疑・意見交換を行った。

(5) その他

資料に基づき事務局から説明を行った後、質疑・意見交換を行った。

## 7 質疑・意見交換等

### (2) 制度施行状況

**(委員)** 9ページの健康診査受診状況だが、受診率が大変悪いと思う。平成23年度と24年度を見てみても、受ける人はだいたい一緒なのだろうが、各保健センターなどには特にアピールをしていただいて、たくさんの方に受けていただきたい。私も保健の関係の仕事をしているけれども、保健センターまで行けない方のところまで車を持って行って、地域の近くで受けていただけのような取り組みを、今年大阪府が始めたのでお知らせをしておきたい。

**(事務局)** 事務局としては目標を23%として、各市町村で受診率向上の取り組みを行っている。対象者の考え方については、平成25年度から、介護保険施設等に入所している方はもともと施設で健康診査を受けておられる状況なので、健診の対象からは除外している。率だけのことをいうと、今年度は母数が下がるため受診率は上がると思う。ただ、引き続き23%の達成に向けて、厳しい状況なので各市町村と連携し、様々な手法を使って受診率向上に向けた取り組みを進めていきたいのでご協力をお願いしたい。

**(委員)** 各施設に入っておられる方はそこで受けておられるからいいとして、家にいる方をどういうふうにしていくかということだ。今年から大阪府がした取り組みによって少しでも多くのかたが受診できた。大阪府は人口が多いので率はあまり良くないが、高齢者が増えいろいろな人がいる。受診券が送られてきたらすぐ受ける人もいれば、声をかけても、悪いところがないから行かなくていい、という人もいる。貼り紙などもいっぱいしているが、意識改革は難しい。わたしは、こういう場で聞いた良いことを伝えるのだが、わかる人はわかるがわからない人はわからないところもある。私たちも声をかけるので、行政も頑張ってもらいたい。

**(委員)** 今のご質問に関連して9ページを参照してほしい。池田市の受診率が50.24%であり、豊能町は47.70%とほとんど半分くらい受けておられる。どういう取り組みをしているのかわかれば説明してほしい。数字が飛び抜け

て高いので、どういう取り組みをしているのか、と思う。

**(委員)** 池田市は行政が個別健診をどんどん推進していて、集団健診はしていない。逆にいうと大阪市のように、行政が個別健診をしない市もあり受診率は低くなっている。行政と医師会が協力して、それぞれのかかりつけ医で個別健診をしているところは受診率が高いし、そうでないところは低い。

**(会長)** そういう要因もあるし、他の要因もあるのでは。

**(委員)** 隣人が多いような地域では、そういう方が積極的にかかわってやっていただくと受診率が高いというようなこともあると思う。

**(会長)** 参考にしていただければと思う。

**(委員)** 協会けんぽでは、大阪府医師会、薬剤師会と協力しながらジェネリック医薬品の推進を図っている。みなさんのご理解のもと進めていると思うが、広域連合での取り組み状況を説明してほしい。

**(事務局)** 広域連合でも現在ジェネリック医薬品に対する取り組みとして、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の医療費の効果等を示した通知の発送等をしてジェネリックに対する理解を深める活動をしている。取り組み状況は今回の資料のなかにはないが広域の方でも推進している。

**(委員)** 保険者、市区町村も推進されているし、今、国をあげて後発医薬品を増やすということでロードマップがでており、10月からは生活保護のかたにも周知していくというのが薬剤師会のほうにきているので、後期高齢者の方に限らず後発医薬品を理解して使用していただくよう私どもも薬剤師会をあげて協力していく。

**(事務局)** 私どもの方でも、今年度もジェネリック医薬品について、どういった医薬品を使っていたかという方に周知をしたら効果があるかという点についても、薬剤師会にもご協力いただいて、日々相談させていただき事業を進めている状況だ。

**(委員)** その場合も、必ずかかりつけ医の先生と相談してほしい。ジェネリック医薬品もいろいろあり、きちんとしたものもあるが、すぐに製造をやめたりするものもあるので、信頼性や安全性を主治医の先生と相談して、最近是一般名処方という場合も徐々に増えているが、主治医の先生と患者さんが相談して、患者さんの納得のもと変更していくことは守ってほしい。

**(委員)** (薬剤師会では、) 患者さんの了解のもとにさせていただいている。最近是一般名処方です。主治医の先生が、どの商品でもいいという場合があるし、変更不可の場合は医師の署名欄があり、署名のある場合ではそのままだし、署名のない場合でも患者さんにジェネリックに変更できると説明して納得をして、患者さんが納得をしたうえでの変更をしている。

**(事務局)** 案内のほうにも担当医にご相談くださいという一文をいれている。

- (委 員) 医療給付の内訳について教えていただきたい。柔道整復とはり・灸・マッサージの違いについて教えてほしい。聞き方は悪いが何のために給付されているのか、内容が医療の給付として必要なものがよくわからない。介護保険の見直しで要介護1から5はそのまま要支援1, 2は介護保険から外れるということとも関連するので、医療として必要な給付かどうか教えていただきたい。
- (事務局) 柔道整復師による施術は、保険を使う場合、骨折や脱臼ねんざといった症状に対して使える。一方、日常生活からくる肩こりやスポーツ筋肉痛には使えない。はり・灸・マッサージの施術には、医師の同意が必要になってくる。同じ部位について病院で治療を行っていても、効果が認められない時に、医師に症状を話していただき、はり・灸などの効果が認められるのではないかとということで医師が同意をした場合に使える。骨折や手術の後遺症で関節が動かないなどが受けられる具体的な症状ということになる。
- (委 員) 一般的には、マッサージなどは医師の同意などなく随時やってもらっているだろう。実態はそうではないかと思う。
- (事務局) 医療として、保険適用ができるかどうかという点で見た場合は、今説明したようになる。医師の同意は定期的に必要になるので、もし医師の同意がなく請求が上がっているものについては、こちらで審査等する中で判明したものは返還等してもらっている。
- (委 員) 大阪ではたいへん根深いものがあり、協会けんぽさんなどは熱心に取り組まれているが、全国平均の4倍のお金が使われている。柔道整復師さんも多いので過当競争になって、本来は保険でできないものを保険請求されているという問題もいろいろな団体に取り組まれているが、なかなか一朝一夕にいかないのが現実だ。
- (委 員) 知っているお年寄りが、今まで、はり・マッサージに行っていて保険がきいていたが 去年おととしくらいから、もう「できない」と言われたようだ。今ままで、長期間保険を使って行っていた人が「お医者さんに行け」と言われたということだ。わたしは行っていないが、行く人はたいへん長い期間通っているので、変わったことがわかるようだ。最近マッサージのところも増えて、角、角にあり病院より多いくらいで、過当競争でこういう問題が起こってもしかたがないかとも思われるが、反面、保険適用について鍼灸院等の対応も変わってきているように、私が実際にマッサージに行っている人から聞いた。
- (事務局) 施術を受けている方で、そういった認識がなかったという人もたくさんいる。事務局としては、広報活動等で知っていただくという必要もあると考えている。今年度についても医療費通知を送った際に、はり・灸・マッサージで医療として使えるものはこういうものだ、というメッセージ的なものを医療費通知の一面を使ってPRした。それによって様々な方向から「知らなかった」と、「今

まで何も言わなくてもやってくれていたが、こんなに医療費を払っていたのかと初めて知った、自分としても認識を改めなければいけなかった」とご意見をいただいている。はり・灸・マッサージについては代理受領で、本人さんに代わって施術者から請求がされているという状況もあり、実際のところあまりご存じでなかったようで、今後もいろいろなかたちでPRをしていきたい。

### (3) 平成26年度・27年度の新保険料率の算定に係るスケジュール (案)

(会 長) これまでの進め方と基本的に大きな変更はないか。

(事務局) これまでと同様なスケジュールだ。

### (4) 高齢者医療制度を巡る国の動向

(会 長) 国民会議の動きについては、新聞等で多く報道がなされているのでみなさんよくご存じではないかと思う。支援金関係について何かないか。

(委 員) 総報酬割の導入により不要となる国費の使途については、1年先くらいからたぶん具体的な議論が始まってくるだろう。その間、健保連としては、関係方面に引き続いて要請活動をする。詳しいことは何も決まっていないので動きようがない。

### (5) その他

(委 員) 市町村の取り組みについて、資料の最後に書いていただいているが、去年から摂津市でも、断続的に振り込め詐欺で、たいへん被害を受けている。今朝も、職場で事案の報告を受けた。私どもも、ここに書いてある対策はすべてしている。これに加えてさらに民生児童委員、老人クラブ、自治会を通じて周知をはかっている。あと、広報車のスピーカーで流すとか 老人福祉会などで、「ご注意ください」ということを呼びかけた。先日、山口県でこういったことをご存じなかった方が、高齢者お一人ではATMが操作できないのが気の毒だと思い、わざわざATMの操作をしてあげて、振り込め詐欺の手助けをしてしまった。保険の外交員のかただったようだ。そういうこともあり、あらゆる場で振り込め詐欺の周知をお願いしたい。私どもも、一般の公共施設にチラシを置いて啓発をはかっている。広域連合だけでなく市町村も取り組みをやっているの、ぜひご協力をしていただきたい。

